

動物の福祉と権利と法

オーガナイザー 浅野幸治(豊田工業大学)
提題者 綿引周(東北大学)
古澤美映(千葉大学)
青木洋英(沖縄国際大学)

動物の福祉や権利を実現しようとするれば、克服すべき多くの問題があるし、法を避けて通ることもできない。日本でも、動物の愛護及び管理に関する法律の制定・改正を通して動物の福祉が少しずつではあるが進んできた。今回のワークショップでは、まず新福祉主義の妥当性について哲学者の綿引周さんが報告する。次いで、起こってしまった動物虐待にどう対処し将来につなげていくかという問題について法哲学者の古澤美映さんが報告する。最後に憲法学者の青木洋英さんが動物の利益をいかにして法律に反映させるかという問題について報告する。

第1提題 「フランシオンの新福祉主義批判の再検討」綿引周

ゲイリー・フランシオンはその著書 *The Rain Without Thunder* の中で動物権利論と福祉主義さらに新福祉主義とを対比させ、福祉主義さらに新福祉主義を批判する。福祉主義は非ヒト動物の福祉向上の取り組みを推進するが、人間の利益のための手段として利用される所有物としての動物の立ち位置を見直すことができない。動物を人間の目的のための手段として利用することを許容する見解をフランシオンは「道具主義」とよび、これを否定する立場として動物権利論を特徴づける。それに対して新福祉主義は長期的な目標としては動物権利論と一致しながら短期的には人間に利用されている動物の福祉向上を優先し、より「人道的な」屠殺方法や動物の福祉に配慮した飼育方法の導入を促進する。フランシオンによれば新福祉主義の支持者は①そうした動物福祉改革が動物搾取の廃絶につながり、②動物権利論は「夢想的」で運動実践に対して具体的な規範の手引きを与えられないという2つの想定をおいている。同著作でフランシオンが批判するのはこれら2つの想定である。彼によると動物福祉改革は動物搾取の廃絶につながりえないし、権利論の方が新福祉主義よりも明確に廃絶につながる具体的な実践を指示することができる。

新福祉主義へのフランシオンのこの批判を動物擁護運動における以下3つの近年の成果に着目することで再検討する。すなわち(1)2015年以降の畜産分野での成果、(2)Rethink PrioritiesのThe Moral Weight Project、(3)不確実性を取り入れた意思決定プロセスの研究成果の3つである。しかし最後には新福祉主義的アプローチに対抗しうる権利論ないし廃絶主義的取り組みにも触れる。

第2提題 「動物の被害感情から考える修復的司法と動物の権利」古澤美映

動物からは、世界がどのように見えているか。個々の動物は世界をいかに認識して、いかなる感情をもっているのか。これは哲学としての問いでもありうる。

本提題では、個々の動物の感情を出発点にして、現代司法や社会制度からこぼれ落ちた「動物の被害感情」を掬い取る試みを行う。具体的には、近年の人間の修復的司法における被害者の権利や、加害者の更生制度などの議論を参考に、動物虐待の事例に応用できないかを検討する。

ただし、動物と一言で言っても多種多様であり、個体によっても感情の動きは異なる。それをいかにして我々が「代理」として言

語化するのか。一般的には、獣医師や観察者が、法獣医学的評価や、動物の状態や環境の観察記録を基にして、被害を受けた動物の痛みや感情を把握しようとする。動物の「代理」としての、被害者参加制度の在り方も考える。

近年動物虐待の加害者に対して、厳罰化のみが話題に上がりがちであるが、更生への取り組みも、再犯を防ぐために重要と考える。加害者と被害者の対話は、修復的司法でも注目されているが、ここでも動物の「代理人」の役割が考えられる。

本提題では、動物は法的に「物」であるから、あるいは法的な権利の主体ではないから、という門前払いをいったん脇において、我々の義務や社会制度の創設から、動物のある種の権利の在り方を探る。ドナルドソンとキムリッカが述べるように、動物に権利があるかないか、で議論を止めてしまうのは、あまりに勿体ないからである。

第3提題 「いかにして立憲民主主義国家において動物の利益を考慮できるか？」青木洋英

動物倫理学の興隆とともに、法的な動物福祉の国際的水準は漸次的に向上してきた。近年では、より上位の法的枠組みである憲法や国際条約のレベルにおいても、動物保護に関する条項が取り入れられるようになってきている。例えば、EUでは基本条約のなかに動物福祉に関する条項が組み込まれ、EU圏や南米、南アジアなどの一部の国では、憲法上明文で動物保護に関連する条項が導入されるに至っている。

しかしながら、こうした動物福祉法制や憲法上の動物保護条項は、一般的には「動物の権利」を保障するものとは——個体の動物の権利利益を直接に保障するものとは——考えられておらず、あくまで間接的に人間の便宜に資する範囲で動物を保護するものとして理解される。こうした理解の背景には、「国家」を人権保障を担保するための機構として理解する、伝統的な社会契約論的、リベラリズム的、立憲民主主義的国家像が存在していると言えよう。

したがって人間中心主義を克服し、既存の動物福祉法制や憲法上の動物保護法制を法解釈を通じて動物に開かれたものとして捉えなおしていくためには、こうした立憲民主主義的な国家像のなかに、個体の動物の権利利益の考慮をどのように落とし込むことができるかが、既存の人権論との関係から体系的に検討されなければならない。例えば、既存の国内的な憲法上の人権保障の道筋としては、全国民を代表する国会が制定する法律を通じた人権保障(法律による人権保障)と、裁判所の違憲立法審査権を通じた人権保障(法律からの人権保障)の2つがあり、どちらの道筋が重視されるかは、権利の類型や権利主体の政治的影響力の差などの文脈に応じて変化する。動物の権利の法的な実現を目指す場合にも、権利の主体や類型に応じて両方のアプローチを考えることができよう。

本提題では、後者の司法審査を通じた動物の権利の実現を目指す例としてアメリカにおけるNonhuman Rights Projectらによる人身保護請求訴訟を取り上げる。また、前者の法律による動物の権利の保障を目指す道筋として、Robert GarnerやEva Mijerらによる動物の権利の政治的転回ないし種を超えた民主主義(interspecies democracy)といった議論を取り上げる。こうした議論の整理を通じて、憲法上の動物の権利の保障を解釈上実現する可能性を検討し、既存の動物福祉法制の再解釈や人権と動物福祉のあいだでのコンフリクトの調整について一定の指針を得ようとする。